地域公共交通確保維持改善事業実施要領等の改正について(概要)

平成25年11月総合政策局交通支援課

1. 趣旨

地域公共交通確保維持改善事業においては、地域が自ら評価・分析した事業の実施状況に関する評価 (一次評価)について、地方運輸局等に設置した第三者委員会がチェック(二次評価)した上で、評価 結果を後年度の事業に反映していくという「事業評価」の仕組みを設けている。

この事業評価制度をより効果的・効率的なものとするため、平成25年1月、第三者委員会に参画している学識経験者等からなる「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価のあり方検討会」を設置し、同年10月までに計5回の検討会を開催し、議論を進めてきたところである。

今般、同検討会における議論が取りまとめられたことから、取りまとめ結果を事業評価制度に反映させるべく、地域公共交通確保維持改善事業実施要領(以下「要領」という。)及び地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目(以下「細目」という。)について改正を行うものである。

2. 改正概要

【要領】

〇一次評価・二次評価共通

・評価実施時期の見直し(6.(1)①、②イ. 関連)

バス交通における確保維持事業の例では、X年度の評価結果をX+1年度の事業に反映させるため、X年度中に6ヶ月程度の実績を元に評価を実施していたが、これでは事業年度全体を通した評価が不可能であることから、X年度終了後に評価を実施するように見直しを実施する。あわせて評価の実施月も変更する。

〇二次評価関連

・実施対象の見直し(6.(1)②ア. 関連)

事業(補助メニュー)の性質に応じ、第三者委員によるチェックが必須ではないと考えられる一部の 事業について、二次評価の実施対象から除外する。

・複数年度評価の導入(6.(1)②ウ. 関連)

長期的観点に立った評価を可能とするため、従来の単年度ごとの評価を改め、一部事業について、複数年度評価を導入する。

○その他

経過措置(附則2. 関連)

事業実施時期の見直しに伴う経過措置を規定

【細目】

・評価様式及び提出書類の見直し等

3. 施行期日

平成25年11月29日